

秋田駅西北地区 区画整理だより

“ともにつくり ともに生きる人・まち・暮らし”

Communication
第 30 号
2018 年 6 月 4 日

発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所
〒010-0851 秋田市手形山崎4番地3
Tel (018)-834-2204 FAX (018)-832-9931
E-mail ro-urek@city.akita.lg.jp

平成30年度事業内容と進捗状況

おもに都市計画道路西北一号線の舗装工事を進めます。

道路整備 都市計画道路1路線・区画道路2路線

秋田駅西北地区	平成29年度末	平成30年度末
進捗率	約56.4%	約56.8% (見込み)

職員の紹介

4月1日付け人事異動による駅東事務所の新体制です。

ご近所や駅東事務所で見かけたらお気軽に声をかけてください。

所 長 中 島 芳 美	
計 画 工 事 担 当	全体事業計画および事業予算等に関する事。道路工事に関する事。 長内副参事・大友主席主査・藤島主査・藤倉主任・小玉技師
換 地 担 当	仮換地、土地の使用および管理に関する事。 長内副参事（兼務）・川辺主席主査・奈良主査・丹後谷主査
補 償 担 当	建物、工作物等の補償。新築建物の手続き、仮設住宅等に関する事。 鳥海副参事・鈴木主席主査・屋代主席主査・富樫主席主査・小番主査 戸嶋技師・川上技師

道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら駅東事務所（電話834-2204）や中央市民サービスセンター（電話888-5640）までご連絡ください

ホームページについて

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますのでぜひご覧ください。ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

☆主な内容☆

- 事業概要
- 関連情報
 - ・予算概要
 - ・公共施設整備内容と進捗率
 - ・区画整理だよりについて
 - ・工事施工状況
 - ・道路施工済箇所
 - ・各種届出様式
 - ・よく寄せられる質問・要望などについて

土地区画整理事業についてのよくある質問

Q 1 地区内の土地を売買・贈与・相続したい。

A 1 売買・贈与・相続を行う前に必ず駅東事務所へご相談ください。

複数の従前地を合わせて一つの仮換地となっている場合があります。(例：宅地部分と道路部分)所有者が異なると、一つの仮換地として扱えず不具合が生じます。

また、所有権移転をおこなった場合は、届出が必要となりますので駅東事務所へ連絡してください。

Q 2 仮換地を分割したい。

A 2 技術的な助言が必要ですので、駅東事務所へご相談ください。

仮換地を分割したい面積に応じて、従前地を分筆する必要があります。

Q 3 仮換地指定通知を紛失してしまった。

A 3 仮換地指定通知は再発行できません。

ただし、代わりになる証明書を申請により発行できますので駅東事務所へご相談ください。

(有料：1通300円)

権利者以外の方の申請は委任状が必要になります。

事業の進捗状況

整備した宅地に家が建ち始めました。



平成29～30年度整備予定箇所



過年度整備完了箇所



秋田駅に向かう道路の整備中です。

施工前



施工中



宅地であった箇所に都市計画道路西北一号線が開通しました。

施工前



施工中

